

大和市公告第 1 2 9 号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 4 4 年法律第 5 8 号）第 1 3 条第 4 項の規定において準用する同法第 1 1 条第 1 項の規定により、大和農業振興地域整備計画を変更するので、同計画のうち農用地利用計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該農用地利用計画の案については、縦覧期間満了の日までに意見書を提出することができる。当該農用地利用計画の案に係る農用地区域内にある土地所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の案に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 1 5 日以内にこれを申し出ることができる。

平成 2 8 年 1 0 月 3 1 日

大和市長 大 木 哲

1 縦覧場所及び意見書の提出場所

大和市環境農政部農政課（大和市役所本庁舎 4 階）

2 縦覧期間

平成 2 8 年 1 1 月 1 日（火）から同月 3 0 日（水）まで。ただし、日曜日及び土曜日並びに国民の休日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日を除く。

3 縦覧時間

午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで。ただし、正午から午後 1 時までを除く。